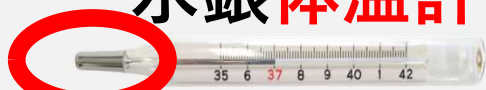


水銀使用製品廃棄物（体温計・血圧計・温度計・蛍光管等）は絶対に可燃ごみに出さないで！ ください。

水銀使用製品廃棄物を焼却し、排ガス中の水銀濃度が
大気汚染防止法の基準を超えた場合、焼却施設が稼働停止になります！！
⇔ 可燃ごみの収集をストップすることになります！

次の水銀使用製品廃棄物（体温計・温度計・血圧計）は、水銀量が多く、とても危険なので、
各市町廃棄物担当課の窓口で直接回収します。

水銀体温計



温度表示部分が銀色のもの

水銀温度計



水銀血圧計

電池・蛍光管・蛍光灯は「有害ごみ」の日に出してください。



お問い合わせ先

鳥取中部ふるさと広域連合
環境福祉課
TEL 36-1022

倉吉市
環境課
TEL 22-8168

三朝町
町民課
TEL 43-3505

湯梨浜町
町民生活課
TEL 35-5318

北栄町
環境エネルギー課
TEL 37-3116

琴浦町
町民生活課
TEL 52-1703